

インド産マンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則（平成 18 年 6 月 23 日付け 18 消安第 2943 号 消費・安全局長通達）一部改正新旧対照表
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
1 地域 告示 1 の地域は、次の地域とされた。 (1) ～ (5) (略) <u>(6) テランガーナ州 (Telangana)</u> 4 消毒施設及びこん包場所の調査 植物防疫官は、告示 4 の消毒施設及び告示 6 のこん包場所について、それぞれ 2 及び 3 の (2) の条件を満たすものであることを確認するため、<u>原則として、1 年に 1 回以上、インド植物防疫機関が行う日本向けマンゴウの生果実の消毒施設及びこん包場所の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われたことを確認するものとする。</u> (削る。) 5 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 告示 5 の消毒の実施の確認は、次により、原則として、<u>1 年に 1 回以上、インド植物防疫機関と共同して、実地で行うものとする。</u> ア～エ (略) <u>オ 前回の確認以降に実施された消毒については、インド植物防疫機関が記録した告示 4 の消毒の実施記録により、消毒が的確に実施されたことを確認すること。</u> (2) 輸出検査の確認 <u>植物防疫官は、告示 5 の検査の実施の確認について、次により、原則として、1 年に 1 回以上、インド植物防疫機関が行う検査に立会い、行うものとする。</u>	1 地域 告示 1 の地域は、次の地域とされた。 (1) ～ (5) (略) (新設) 4 消毒施設及びこん包場所の調査 <u>(1) 植物防疫官は、告示 4 の消毒施設及び告示 6 のこん包場所について、それぞれ 2 及び 3 の (2) の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。</u> <u>(2) (1) の調査は、原則として、インド植物防疫機関が行う日本向けマンゴウの生果実の消毒施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。</u> 5 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 告示 5 の消毒の実施の確認は、次により、原則として、インド植物防疫機関と共同して行うものとする。 ア～エ (略) (新設) (2) 輸出検査の確認

- ア マンゴウ生果実のこん包数の5パーセント以上がインド植物防疫機関によって検査されたことを確認すること。
- イ 検査の結果、検疫有害動植物、特にミバエ類がなかったことを確認すること。
- ウ 前回の確認以降に実施された検査については、インド植物防疫機関が記録した告示3の（1）の検査の実施記録により、検査が的確に実施されたことを確認すること。

6 輸出の停止

- （1）インド植物防疫機関は、告示3の（1）の検査の結果、ミバエ類を発見したときは、直ちに日本国植物防疫機関に通報するとともに、ミバエ類が付着した原因について調査し、その原因が判明するまでは、以後の告示4の消毒を行わないものとされている。
- （2）植物防疫官は、5の（1）又は（2）の結果、検査又は消毒が的確に実施されていないと判断した場合、その原因についてインド植物防疫機関と共同して調査するものとする。なお、インド植物防疫機関は、その原因が判明するまでは、以後の輸出を停止するものとされている。

7 （略）

8 輸入検査

- （1） （略）
- （2）植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の（3）の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- （3） ・ （4） （略）

- ア 告示5の検査の確認は、原則として、マンゴウ生果実のこん包数の5パーセント以上についてインド植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にミバエ類がないことを確認することをもって行うものとする。
- イ アの検査の確認の結果、ミバエ類が発見されたときは、ミバエ類が付着した原因についてインド植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認を行わないものとする。
- ウ 植物防疫官は、（1）により消毒が完全に行われたこと及びアにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記するものとする。

（新設）

6 （略）

7 輸入検査

- （1） （略）
- （2）植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の（3）の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該マンゴウ生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- （3） ・ （4） （略）